平成２３年（フ）第１２２２６号
東京都新宿区中落合１丁目３－１－503
債務者　上田　佳史
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１９８３号
横浜市金沢区並木１丁目23番１－503号
債務者　高橋　暁美
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２２２０号
横浜市南区庚台51番地
債務者　菅沼　勝巳
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２号
兵庫県神戸市長田区西山町４丁目31番９号、申立時の住所大分県中津市耶馬溪町大字大野2849番地６
債務者　赤松　邦浩
1　決定年月日時　平成23年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月14日午後３時
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２３年（フ）第５２号
大分県中津市大字上宮永1089番地
債務者　藤富小代理
1　決定年月日時　平成23年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月７日午後３時15分
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２３年（フ）第５４号
大分県豊後高田市森885番地４
債務者　竹田津敬次
1　決定年月日時　平成23年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月７日午後３時
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２３年（フ）第７６８号
東京都町田市鶴間1728番地
債務者　森　　可成
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月26日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第９４５号
東京都立川市高松町２丁目31番13号
債務者　高野　忠一
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月26日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１０３９号
東京都町田市本町田2533番地公社住宅ハ１－513
債務者　田澤　哲也
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１４５２号
横浜市保土ケ谷区上菅田町592番地２　アルスタナカ101号
債務者　堀内　智彦
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月28日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１７８号
神奈川県綾瀬市寺尾北１丁目14番11－２号
債務者　安田　　章
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４６１号
静岡市葵区建穂１丁目14番40号、旧住所静岡市葵区羽鳥本町21番２－107号
債務者　森　　敏行
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月21日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５２１号
川崎市高津区二子１丁目20番８号　二子安全荘201
債務者　中島　茂樹
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１２０９３号
東京都葛飾区西新小岩４丁目１－18　第８スターコーポ201
債務者　及川　匡以
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２０９４号
東京都台東区今戸２丁目37－９－403
債務者　飯田　紘房
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２２１５号
東京都府中市若松町１丁目５－51－B103
債務者　鈴木　祐太
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部